

## 令和 3 年度第 1 四半期の原子力規制検査等の結果 (核物質防護関係)

令和 3 年 7 月 2 8 日  
原子力規制庁

令和 3 年度第 1 四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査等<sup>1</sup> (核物質防護関係) の結果を報告する。

### 1. 原子力規制検査 (核物質防護関係) の実施結果

#### (1) 検査の実施状況

核物質防護関係のチーム検査を当初予定 21 件のところ、26 件実施した。詳細は、別紙 1 のとおり。

#### (2) 第 1 四半期の検査指摘事項

検査指摘事項については、下表のとおり 1 件確認された。詳細は、別紙 2 のとおり。

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	重要度 深刻度
実用発電用原子炉			
1	中部電力株式会社浜岡原子力発電所における核物質防護事案 (出入管理)	立入制限区域出入口において、破壊の用に供され得る物品の持込み点検が未実施だったもの。※	緑 SL IV
核燃料施設等			
検査指摘事項なし			

※ 是正措置済み。

安全実績指標 (PI) については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載する<sup>2</sup>。

### 2. 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査<sup>3</sup>の実施結果

令和 3 年度東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき、核物質防護検査を実施したところ、実施計画違反はなかった。

(添付資料)

別紙 1 年間検査計画に対する原子力規制検査 (チーム検査) (核物質防護関係) の実施状況

別紙 2 原子力規制検査 (核物質防護関係) の検査指摘事項

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) 第 61 条の 2 の 2 第 1 項に規定する検査をいう。

<sup>2</sup> <https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html>

<sup>3</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 3 第 7 項に規定する検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 (平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号) 第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査 (施設定期検査)、同第 3 号に規定する検査 (保安検査) 及び同第 4 号に規定する検査 (核物質防護検査) を対象とする。

# 別紙 1

## 年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）（核物質防護関係）の実施状況

○ チーム検査の第1四半期の実績及び第2四半期以降の予定

令和3年度			
第1四半期実績	第2四半期	第3四半期	第4四半期
泊 女川 原燃再処理① 原燃再処理② 原燃濃縮・埋設 福島第二 東海第二① 東海第二② JAEA再処理 柏崎刈羽 志賀 大飯 美浜① 美浜② ふげん 浜岡 島根① 島根② 伊方① 伊方② 玄海 川内 核管センター東海 核管センター六ヶ所 東芝 東京大学	泊 東北東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 女川 福島第二 JAEA再処理 三菱原子燃料 大洗廃棄 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 敦賀 大飯 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 敦賀 美浜 高浜 もんじゅ ふげん 浜岡 原燃工熊取 人形峠 玄海 川内 京都大学 NDC 三菱電機 近畿大学 核サ研 原科研	泊 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 女川 東海第二 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 もんじゅ 島根 伊方 原燃工熊取 人形峠 東京大学 大洗北 大洗南 NFD	東北東通 女川 福島第二 大洗廃棄 柏崎刈羽 浜岡

## 原子力規制検査（核物質防護）の検査指摘事項

### 1. 中部電力株式会社浜岡原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）

#### （1）事案概要

ア 原子力規制庁の確認日 令和3年5月25日

イ 検査日 令和3年5月24日～28日

ウ 原子力規制委員長及び各委員への報告日 令和3年6月1日～2日

#### エ 概要

原子力規制庁が、原子力規制検査を実施中に、立入制限区域の出入口において、車両に対する破壊行為の用に供され得る物品の持込み点検が実施されていないことを確認し、指摘した。

浜岡原子力発電所では、指摘を受け、立入制限区域における点検を実施する是正措置を講じた。

なお、周辺防護区域及び防護区域では点検は実施されており、また、これまでに、施設等への妨害・破壊行為の発生は認められていない。

#### （2）重要度の評価結果

緑

#### （3）深刻度の評価結果

S L IV